

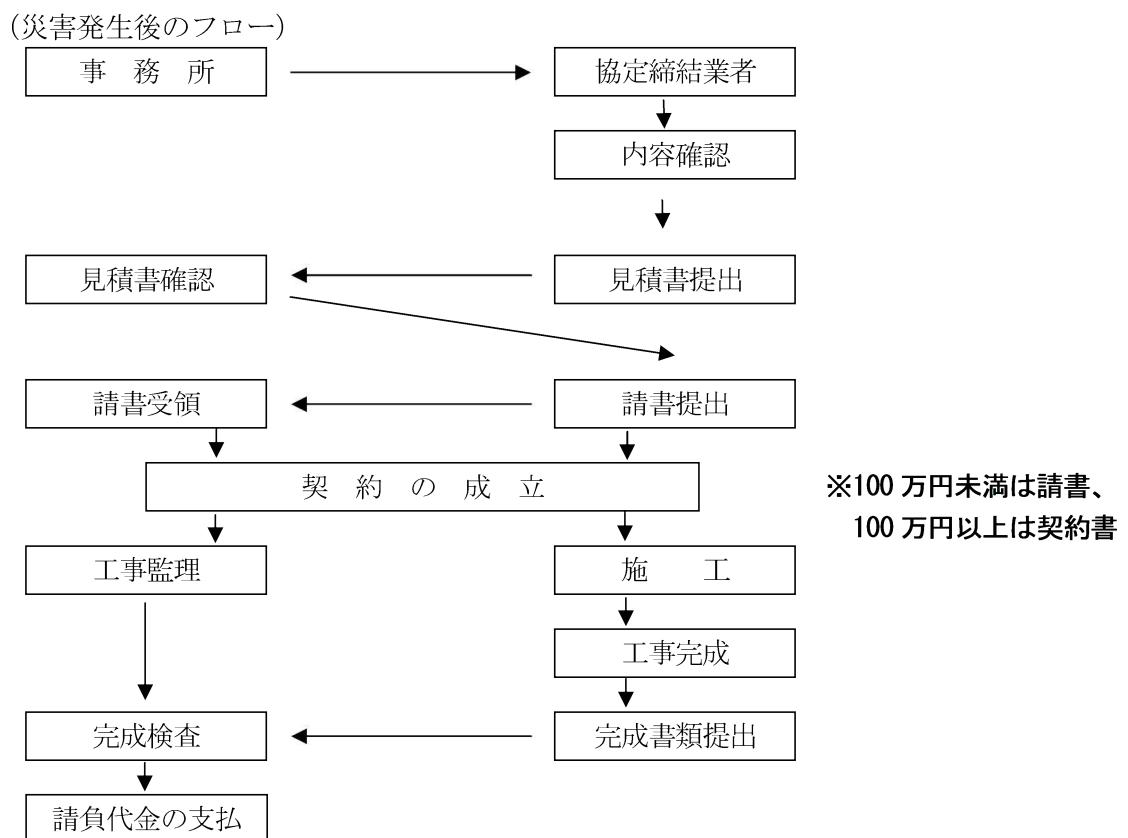
本制度の留意点について

○緊急時の対応について

緊急時の対応は以下のとおりとなります。

【事務処理の流れについて】

降雨等で緊急に対応すべき事態が生じた場合は、事務所より見積依頼があります。協定者の方は見積依頼の内容を確認の上、見積書の提出をお願いします。見積書提出後、事務所にて見積書の内容を確認し、内容に不備がなければ、『請書』の場合は、同様式に必要事項を記入し、『工事請負契約条項』と指示書の写しを添付の上、速やかに事務所へ提出してください。『契約書』の場合は、県土整備事務所にて契約の手続をしてください。『請書』または『契約書』提出後は、通常の工事同様、契約、施工、検査を行い支払いとなります。



【契約について】

『請書』又は『契約書』を提出すると契約の成立となります。そのため見積書依頼を受けた場合は見積書を速やかに提出していただき、事務所にて見積書の確認後、『請書』又は『契約書』を提出してください。また施工の単価については『緊急対策工事に関する単価』にて行います。なお『緊急対策工事に関する単価』にないものは協議となります。

【施工について】

工事については一般の工事同様、完成検査を行いますので、出来型・品質・写真管理を行ってください。ただし、被災直後で危険な場合もあるため、状況を的確に判断し、管理が行えない場合は監督員の判断を仰ぎ処理してください。

【完成検査について】

一般の工事同様、完成検査を行いますので、完成検査書類を作成してください。作成する書類については簡略化していますので別紙を参考としてください。なお、出来型管理や品質管理ができない場合などは監督員と協議を行い処理してください。

○自主活動について

1　自主活動について

協定締結者は自主活動を行っていただきます。自主活動とは協定書等にもあります
が以下のような活動を言います。

- 1) 管理者の管理する公共土木施設の巡視
- 2) 地域防災活動への参加
- 3) 防災資格の取得
- 4) その他防災に関して有効な活動

この中で、1)は必須となります。詳しくは協定書の第13条をご確認ください。

自主活動については、申請書の提出時に概略を提出していただいているが、今後申請書に記載していただいた活動を元に、6月上旬を目処として詳細な自主活動の計画書を提出していただきます。様式は県土整備部企画課のホームページよりダウンロードしてください。

2　公共土木施設の巡視について

管理者の管理する公共土木施設の巡視は必須です。巡視結果の報告は11月と翌年5月の2回行うことが義務となっていますので留意してください。また、巡視において施設に異常があった場合もその都度管理者へ報告してください。報告の様式はホームページからダウンロードできます。自主活動に関しては別紙フローをご参照ください。また、巡視路線等に偏りがある場合などは、管理者、協定締結者にて協議を行い、調整を行う場合があります。

3　自主活動に関する留意点

自主活動の実施・報告等がなされない場合は協定解除の対象となることがありますので、実施・報告は確実に行ってください。協定解除となった場合は次年度以降の協定を締結できないことがありますのでご注意ください。